

令和5年度公認アシスタントマネジャー養成講習会 開催要項

1. 目的
総合型地域スポーツクラブの創設及び運営に必要な事項に関する講習を実施し、経営能力を有する専門的な人材(アシスタントマネジャー)の育成を図る。
2. 主催 山梨県 山梨県広域スポーツセンター
3. 開催日時
＜1日目＞ 令和5年8月 5日(土) 9時00分～16時00分(受付8時30分～8時45分)
＜2日目＞ 令和5年8月11日(金・祝) 10時00分～16時00分(受付9時30分～9時45分)
＜3日目＞ 令和5年8月12日(土) 9時00分～13時30分(受付8時30分～8時45分)
※日程については受講決定後メールにて送付します。
4. 会場 小瀬スポーツ公園武道館第1会議室
5. 受講条件
(1) 令和5年4月1日現在満18歳以上であること。
(2) 県内の総合型地域スポーツクラブの創設・運営に携わっている方、関心のある方
(3) 地域スポーツ行政担当者、学校関係者などで日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー資格の取得を希望する方
6. 検定試験
日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー資格の取得を希望する方は、検定試験に合格する必要があります。検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施します。
この講習会は、専門科目の講習・検定です。
検定試験は3日目の講義終了後に行います。
7. 共通科目について
共通科目は以下のどちらかを選択し受講をお願いします。

①コーチングアシスタント養成講習会(山梨県開催)
日時: 令和5年12月10日(日)(会場: 小瀬スポーツ公園体育館研修室)
受講料: 10,000円(テキスト代を除く)
＜申込方法＞
指導者マイページからの申込となります。
申込期間: 令和5年9月1日(金)～10月9日(月)
②コーチングアシスタント養成講習会(オンライン研修会)
詳細は次の URL をご参照ください。
<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid1387.html>

※すでに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者は、共通科目 I の講習・試験はすべて免除となる。
8. 定員 定員30名(先着順)

9. 参加費用

- ・検定費 550円
- ・受講管理料 1,100円
- ・参加料 2,200円 合計3,850円

※上記金額を7月27日(木)までに指定の口座へお振込みください。

口座については申込確認後、受講希望者宛にメールにて連絡いたします。

※テキストについては各自で購入いただき、当日お持ちください。(指導者マイページから購入可)

10. 申込方法

指導者マイページでお申込みをお願いいたします。指導者マイページへの登録方法および専門科目講習会への申込方法は、以下 URL をご参照ください。

[https://www.japan-](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2023/AM_senmonkamoku_jyukou_manual.pdf)

[sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2023/AM_senmonkamoku_jyukou_manual.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2023/AM_senmonkamoku_jyukou_manual.pdf)

申込期限: 令和5年6月1日(木)~7月10日(月)

11. 登録・認定

- (1) 公認アシスタントマネジャーとして認定されるには、所定の登録手続き(登録内容の確認及び登録料の納入)が必要となります。登録手続きが完了した方は、公認アシスタントマネジャーとして認定されます。認定者には、日本スポーツ協会から「認定証」、「登録証」が発行されます。
- (2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6カ月前までに、日本スポーツ協会の定める研修を受ける必要があります。

12. 注意事項

- (1) 本講習会受講に際し取得した個人情報、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外には使用しないものとします。
- (2) 受講者としてふさわしくない行為(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、日本スポーツ協会指導者育成委員会または実施団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討します。
- (3) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の日本スポーツ協会又は実施団体等が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、日本スポーツ協会又は実施団体等ではその責任は負いません。

13. その他

- (1) 同一年度に他の日本スポーツ協会公認資格の受講申し込みはできません。日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者(スポーツドクター、デンティスト、スタートコーチを除く)、免除適応コース修了証明書を有する者は共通科目 I の講習・試験がすべて免除となります。
- (2) 資格の登録・更新については別途費用がかかります。登録・更新の案内は日本スポーツ協会から直接、案内を送付します。
- (3) 受講決定後、当日の日程や振込先口座等の連絡はメールで行いますので、指導者マイページを登録・更新される際に連絡が取れるメールアドレスをご記入くださいますようお願いいたします。